

クリティカルユース(必要不可欠用途)における

リサイクルハロン活用ガイド

ハロンは優れた消火剤です 積極的に活用しましょう

環境保護を考えたハロンバンクシステム

ハロンバンク推進協議会

クリティカルユース(必要不可欠用途)における

ハロン1301消火剤(リサイクルハロン)の積極的活用について

ハロンの取扱いの現状

ハロンバンク推進協議会は、既存ハロンの回収、回収ハロンの再生及び再利用のシステムを一元的に行っており、平成8年には米国の環境保護庁のオゾン層保護賞、平成12年には環境庁(当時)からオゾン保護大賞の環境庁長官賞を受賞するなど、オゾン層保護に係る取組みについては国際的にも高く評価されている団体です。

現在、日本国内では、約17,000トン(消防関係)のハロン1301が消火設備・機器として設置されています。地球環境保全、特にオゾン層保護のために、既設設備等を撤去する際にハロンを的確に回収し、大気へのみだりな放出を防止しています。

また、ハロンバンク推進協議会による管理のもとに「クリティカルユース」となる必要不可欠な用途へハロンを再利用(新規設置及び既存機器への補充)しています。

ハロンの取扱いの今後

(1)地球環境保全とリサイクルハロンの有効資源活用

回収したハロンは消火剤として他に類をみない優れた性能をもつ有効資源であることから、クリティカルユースに限り再利用していくことがハロンの大気へのみだりな放出を防止することになり、環境の面からもハロンを適正に貯蔵して再利用することを積極的に進めていく必要があります。

(2)国家ハロンマネジメント戦略によるハロン管理

平成12年(2000年)に日本国におけるハロンの取扱いを「国家ハロンマネジメント戦略」として策定し、国際間に公表しています。

「国家ハロンマネジメント戦略」は、消防庁、環境庁(現環境省)、通商産業省(現経済産業省)等関係8省庁で協議の上調整され策定されたもので、現在、自主的に活動しているハロンバンク推進協議会を中心に、ハロンの適正な管理を推進することとされています。

「国家ハロンマネジメント戦略」の概要

○日本のハロンに係る対応

- ・我が国では、平成12年1月現在、約19,000トンのハロンが建築物、危険物施設、船舶、航空機等に設置されている。
- ・平成6年以降ハロンの生産等が全廃され、ハロン消火設備の設置抑制、ハロンバンク推進協議会によるハロンの適正管理、回収、再利用等の取組みが行われている。

○今後の日本の対応

- ・引き続き、ハロンバンク推進協議会を中心に適正なハロンの管理を推進する。
- ・ハロン消火設備・機器の新設は、防火安全上**必要な用途**について認める。
- ・既存のハロン消火設備については、強制的な使用禁止等の措置はとらず、建物ライフサイクル等に応じて継続使用・他の設備の選択等について検討する。
- ・ハロンバンク推進協議会によるハロンの回収・リサイクルを推進する。

ハロン1301消火設備・機器の新設用途(クリティカルユース)

総務省消防庁は、平成13年5月16日付け消防予第155号・消防危第61号等により、ハロン1301消火設備・機器の新設が適当と判断される場所(クリティカルユース)に該当する具体的用途例が下表のとおり示されています。

使用用途の種類		用途例
通信機関係等	通信機室等	通信機械室、無線機室、電話交換室、磁気ディスク室、電算機室、テレックス室、電話局切替室、通信機調整室、データプリント室
	放送室等	T V中継室、リモートセンター、スタジオ、照明制御室、音響機器室、調整室、モニター室、放送機材室
	制御室等	電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター、動力計器室
	フィルム保管庫	フィルム保管庫、調光室、中継台、V T R室、テープ室、映写室、テープ保管庫
	危険物施設の計器室等	危険物施設の計器室
歴史的遺産等	美術品展示室等	重要文化財、美術品保管庫、展覧室、展示室
その他	加工・作業室等	輪転機が存する印刷室
危険物	塗料等取扱所等	塗装室
	自動車等修理場	自動車修理場
駐車場	駐車場等	自走式駐車場
	研究試験室等	試験室、技師室、研究室、開発室、分析室、実験室、殺菌室、電波暗室、病理室、洗浄室、放射線室
その他	倉庫等	トランクルーム
	書庫等	書庫、資料室、図書室
	貴重品等	宝石、毛皮、貴金属販売室

注:用途例にない類似の用途がクリティカルユースに該当するか否かについては所轄消防署で判断されますが、ハロンバンク推進協議会(連絡先最終頁)でも相談に応じます。
消防予第155号通知には、クリティカルユースの考え方が示されており、具体的には消火設備を設置する部分毎に、次により判断することとされています。

◆◆◆ クリティカルユースの当否の判断 ◆◆◆

- (1) 消火設備・機器を設置する部分で「人が存する部分」の場合
(不特定の人が出入りしたり従業員が常時いる場所など)
水系の消火設備(水噴霧消火設備・泡消火設備を含む)が適さない部分には、ハロン1301を設置する。
- (2) 消火設備・機器を設置する部分で「人が存しない部分」の場合 ((1)以外の場合)
水系の消火設備及び「ガス系」の消火設備が適さない部分には、ハロン1301を設置する。

ハロン1301消火剤の特長

ハロン1301消火設備・機器は、他のガス系消火設備・機器と比較して次のような優れた特徴がありますので、資源の有効活用とともに、積極的にご採用されることをお勧めします。

特長 1 ハロン1301消火剤は人に対する安全性が高い

特長 2 消火剤量が少ない(二酸化炭素の約1/3) : 防護区画の体積(1000m³の場合)

消火剤の種類別	消火剤量 Kg	容器充填量	容器数
ハロン1301	1000×0.32=320	60Kg	○○○○○○○
二酸化炭素	1000×0.8=800	45Kg	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

特長 3 容器設置面積が小さい(二酸化炭素の約1/3)

特長 4 設備費用が低価

ハロン1301消火設備・機器を設置するときの手順

ハロン1301消火設備・機器の設置設計時及び設置時の手順は次によります。

(1)設計時

ハロン消火設備・機器の設置の設計時は、消火設備を設置する部分がクリティカルユースであるかを次により確認してください。

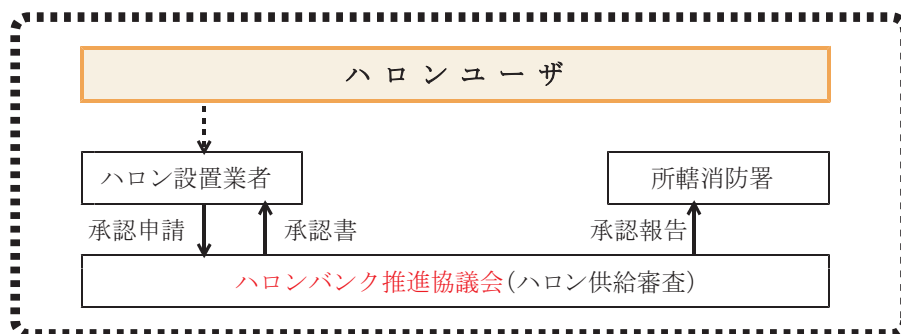
クリティカルユースの判断

- ① 2ページの具体的用途例の対象による。
- ② 2ページの具体的用途例以外の対象の場合は、クリティカルユースの判断についてハロンバンク推進協議会に相談する。
- ③ 建築確認申請を行う場合は、所轄消防署等の消防同意を得る。

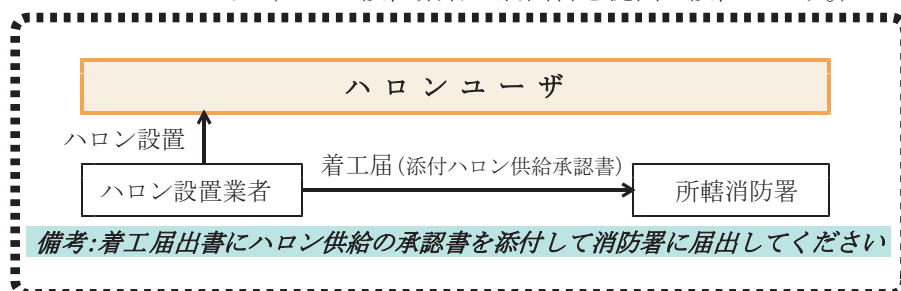
(2)設置時

ハロンの供給承認申請を行った後、ハロン供給承認書を消防用設備等着工届出書に添付して所轄消防署に提出します。

ハロン供給申請(ハロン供給申請はハロン設置業者が代行できます。)



着工届出及びハロン設置 (ハロン設置業者が届出書を提出し設置します。)

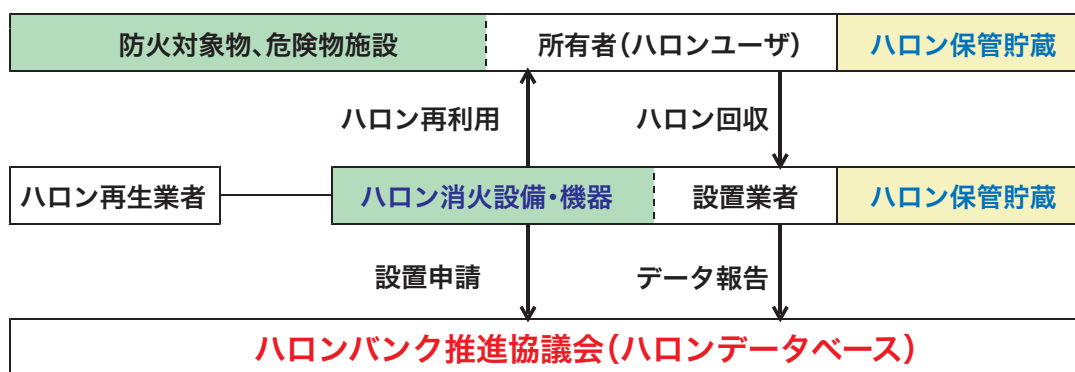


ハロンバンクのリサイクルの仕組み

ハロンバンク推進協議会は、オゾン層保護のための「モントリオール議定書」の規制スケジュールにより1993年末にハロンの生産が全廃されたことにより、既生産のハロン及び既設置のハロンをデータベース化し、不要になったハロンの撤去・回収、回収ハロンの再生、再生ハロンの保管及び再利用に至るリサイクルについて適正に管理しています。

この仕組みは、環境に配慮されたシステムです。

リサイクルフロー



ハロンバンク推進協議会の活動

ハロンバンク推進協議会は、1993年7月に設立し、1994年3月よりハロンのデータベースを作成し、ハロンを管理することによりみだりな放出を防止し環境保全に寄与するとともにリサイクル活動を行っています。

1994年以降のハロン1301の供給量(設置又は補充)、回収量及び在庫量(回収品、再生品含む)の実績は下表のとおりで供給在庫量は十分確保されております。

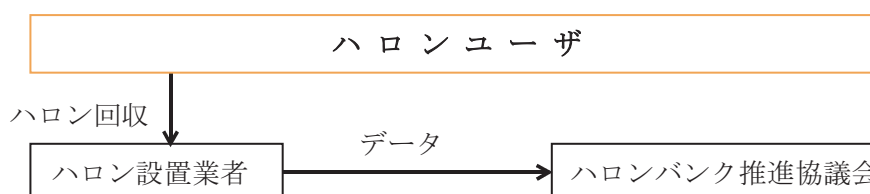
なお、今後のハロンの需給見通しとしては、クリティカルユースへの供給量を年間120トン程度を予想しています。

(単位:トン)

年	94	95	96	97	98	99	00	01	02
在庫量	474	444	364	296	306	315	322	351	376
供給量	100	117	126	111	73	57	65	66	63
回収量	27	56	59	46	94	78	97	104	80

ハロン消火設備・機器を廃止・撤去されるとき

既存ハロン1301消火設備・機器が不要となり廃止・撤去される場合は、原則としてハロンが充てんされた容器を納入したハロン設置業者が有料で回収することとなっています。



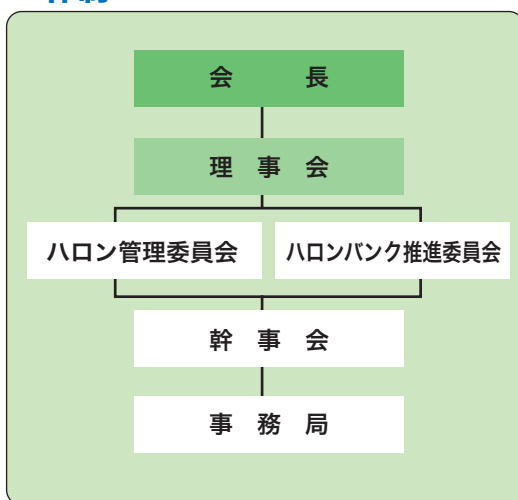
備考: 回収したハロンは適正に保管・管理します

ハロンバンク推進協議会は、 消防庁、環境省等の指導を踏まえて活動しています。

ハロンバンク推進協議会の体制及び役員

ハロンバンク推進協議会は、約70社の会員各位及び学識経験者等の顧問各位に支えられています。

体制



役員

平成15年 10月

理事会長	河野 俊二	東京海上火災保険(株)相談役
理事副会長	山越 芳男	(財)日本消防設備安全センター会長
理事副会長	木村 敏一	(社)日本消火装置工業会会長
理事	吉野 洋一	(社)建築業協会専務理事
理事	小林清一郎	セコム(株)常務取締役
理事	内山 治男	(社)日本消火器工業会会長
理事	垣上 尚之	日本消防検定協会理事
理事	西村 善治	東日本電信電話(株)不動産企画室長
理事	佐々木孝一	東日本旅客鉄道(株)設備部長
監事	石山 松男	(社)日本消火装置工業会顧問
監事	脇 龍太郎	(社)全国消防機器販売業協会理事
特別顧問	東尾 正	総務省消防庁次長
特別顧問	小島 敏郎	環境省地球環境局長
特別顧問	白谷 祐二	全国消防長会会長

お問い合わせ先

ハロンの取扱いに関するお問い合わせは、ハロンバンク推進協議会、若しくは会員であるハロン機器の設置業者、製造業者、保守点検業者までお願いします。

●ハロンバンク推進協議会(事務局)

住 所 〒105-0003 東京都港区西新橋2-18-2 NKKビル
T E L 03-5404-2180
F A X 03-5404-7371
E-mail hrbsc@sirius.ocn.ne.jp

●ハロンバンク推進協議会以外のお問い合わせ先